

あまりにも重い「自立支援法」の影響 — でも、地域生活をあきらめない！

DPI日本会議事務局長 尾上 浩二

■ 「自立支援法」4月施行 —

地域生活を直撃、予想以上の波紋

私たち障害当事者の声を抜きにして成立した「障害者自立支援法」。すでに、今年4月から福祉サービスや医療について原則1割の応益負担が始まった。その影響は全国の障害者に重くのしかかり、私たちが懸念していた事態が、予想以上の波紋を伴って生じてきている。福岡県では将来を危惧した母親によって障害者殺し事件が起こり、また愛知県では通所授産施設の利用者一同が「不払い」決議を行う等の動きがマスコミでも報じられてきた。

4月からの施行の影響調査に関して、DPI日本会議では全国の障害者の協力を得て緊急アンケート調査を行ったが、地域生活を直撃している状況が浮き彫りになった。10月から支給決定や新しいサービス体系に移行することに関しても、さらにサービスが使えなくなるのではとの不安も多く寄せられた（詳しくは本号の報告記事を参照下さい）。

① そうした不安、困難の中にあっても、「何としても地域で暮らしたい、暮らし続けたい」との「われら自身の声」を元に、国・自治体に対する働きかけを強めていく必要がある。

■ 「サービス低下・地域生活後退」を許さず、各自治体への働きかけを

去る6月26日に障害保健福祉主管課長会議が開催された。3月以来の開催で、今年度初めての会議となる。しかし、その中では4月以降の影響については全くふれられず、さらに10月からの実施を間近に控えた「地域生活支援事業」に関する国

②

庫配分基準も示されなかった（10月からのサービスに関する具体的な省令や告示・通知等は7月中に示されると伝えられている）。

ただ、そうした中でも、課長会議に前後して交渉や様々な働きかけを行い、今後の各自治体での支給決定やサービスに影響すると思われる点を確認してきた。ポイントとなるのは、次の点である。

一つ目は、支給決定に当たって、障害程度区分によって決まる国庫負担基準は一人ひとりのサービスの上限ではないことがあらためて確認され、一人ひとりの事情にもとづいたサービスの支給がなされなければならないことが明確にされた。

二つ目は、重度訪問介護は、これまでの日常生活支援と移動介護をあわせたものであり、日常生活支援で認められていた「見守り」もそのサービス内容に含むものであることが確認された（6月の国会審議でも社会援護局長答弁の中で確認されている）。

三つ目は、地域生活支援事業の中で行われる移動支援事業に関して、その実施に当たって利用者個々のニーズに基づいた形で行うこと、サービスの継続性という点からこれまで入っていたヘルパーから引き続き支援を受けられるようにすることを要綱に反映させることが確認された。

言うまでもなく、「自立支援法」が根本的に持っている問題点の大きさをふえまた時、一からつくり直すくらいの見直しが早急に求められる。そのことを前提にしつつ、当面、10月からの支給決定や地域生活支援事業の実施に当たって、各自治体に対して「サービス低下・地域生活後退」を許さない取り組みを進めていこう。

下線は人権センター注

- ① DPI日本会議のホームページに「自立支援法施行緊急調査第1弾」のとりまとめが公表されています。
(<http://www.dpi-japan.org/>)
- ② 8/1 付けで厚生労働省より地域生活支援事業の実施要綱が出されました。国庫配分については、「8月に全市町村に「地域生活支援事業の国庫補助配分額」が内示されたが、地域生活支援事業の全体額が従来のガイドヘルプの総事業費程度しかない、あるいは下回るなどの厳しい状況らしい。利用料負担による制度の利用抑制などの動きにはね返る恐れ。」と、8/22 開催「自立支援法を考える大阪のつどい・6～地域運動交流会（主催：(社)大阪府精神障害者家族会連合会・大阪精神障害者連絡会 他12団体）」の「情勢報告資料」で報告されています。